

公正取引委員会からの発表に関するお知らせ

2017年2月16日、公正取引委員会より、宮城県・福島県における施設園芸用施設の建設工事に関連し、独占禁止法違反行為があつたとして、排除措置命令および課徴金納付命令を行つたとの発表がありました。本件に関し、当社は、2015年10月6日に立入検査を受けましたが、それに先立ち、独占禁止法に違反する行為を取り止め、また、公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を申請し、これが認められた等のことから、排除措置命令および課徴金納付命令は受けませんでした。本件につきましては、お取引先の皆様をはじめ関係者の方々には多大なご心配、ご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社としましては、独占禁止法違反行為があつたという事実を重く受け止め、従前から様々な施策を通じてコンプライアンスの強化に取り組んでおります。「独占禁止法遵守マニュアル」を作成し、全社員に向け、複数回に亘る勉強会を実施して参りました。また、営業活動に対する内部統制の強化を図ると共に、取締役会や支店長会議において「独占禁止法に違反する行為は絶対に行わない」旨の方針を周知徹底して参りました。

今後も引き続き、コンプライアンス体制を強化し、再発防止に努めて参りますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2017年2月16日
ヤンマーグリーンシステム株式会社
代表取締役 森山 弘寿